

(略)

東京都監査委員	鈴木晶雅
同	藤井一
同	友渕宗治
同	岩田喜美枝
同	松本正一郎

平成28年12月14日付けで受け付けた住民監査請求については、請求の要件を審査した結果、下記の理由により、地方自治法（昭和22年法律第67号。以下「法」という。）第242条に定める住民監査請求として要件を欠いているものと認められました。よって、法第242条第4項に定める監査を実施しないこととしたので通知します。

記

法第242条第1項に定める住民監査請求は、普通地方公共団体の執行機関又は職員について、違法・不当な公金の支出等の財務会計上の行為があると認めるとき、当該普通地方公共団体の住民が監査を求め、損害補填の措置等を請求できるものである。

本件請求において請求人は、東京都立A高等学校（以下「本件高校」という。）女子テニス部における平成28年度第55回東京都高等学校新人テニス選手権大会（以下「本件テニス大会」という。）への出場選手選考が、教育基本法等に反して新たないじめ行為を発生させており、当該違法行為の下に行われた本件テニス大会への参加料の支出（以下「本件支出」という。）は違法・不当であるとして、本件高校及び教育庁職員に対し、服務上の処分等を求めているものと解される。

ところで、本件支出は、本件テニス大会主催者から、出場要件として学校単位での申込み及び参加料の支払いを求められたため、女子テニス部部长である生徒が、本件テニス大会の出場部員から預かった参加料を本件高校の男子テニス部の顧問教員に預け、当該教員が本件テニス大会実施要項に従い支払っていることが確認できた。

本件支出について請求人は、「公費（公金）から支出した」と主張しているが、「公金」の範囲について、行政実例（昭和23年10月12日自発第901号）によれば、「法令上当該普通地方公共団体又はその機関の管理に属する現金、有価証券をいう」とされている。本件支出についてみると、参加料は、学校の管理に属したものではなく、当該教員が便宜上預かり事実上保管したものであると認められることから、公金にあたり解することはできない。

よって、本件支出は、法第242条第1項に定める公金の支出に当たるとはいえず、本件請求は、同条に定める住民監査請求として不適法である。